

官業民営化等WG 2次ヒアリング調査票

〔所管省庁名：財務省〕

名称	造幣関連業務
質問事項に対する回答	<p>◆民間委託をした場合に、貴省は、安定的な供給に懸念をされているが、貨幣の製造量が、大幅に変わることがどの程度あるのか。大量の供給が必要となった場合には、製造する時間の増減で対応するのか対応方法を示されたい。</p> <p>(回答)</p> <p>財務省としては、通貨制度の安定のためには、通貨は、災害等の緊急時を含め国民が使いたいと思う時に確実に存在し、また、真正であることに疑念を抱かずに使用できる状態になければならないため、その製造については、</p> <p>①倒産等のリスクを含め景気に左右されない安定的・確実な製造能力、</p> <p>②高度な偽造防止技術が必要であることに加え、</p> <p>③秘密の漏洩を法的に禁じておく必要があり、</p> <p>こうした要件を満たし、貨幣の製造を効率的かつ効果的に実施し得る主体は、法律により特定独立行政法人として設立された造幣局以外には存し得ないと考えている。</p> <p>すなわち、安定的な供給とは、製造数量の増減にどう対応するかという観点ではなく、倒産等のリスクを含め景気に左右されない安定的・確実な製造能力が求められるということである。</p> <p>なお、貨幣の大量供給が必要となった場合、造幣局においては、超過勤務、休日勤務、交替制勤務や他部門からの人員の投入及び偽造防止技術に係る秘密の漏洩の問題がない円形や圧延板製造の一部を造幣局の監督、技術指導の下で民間企業に委託することにより対応することとしている。</p> <p>◆造幣局の具体的な業務内容と関連予算、そこに配置されている人数（常勤、非常勤）を示されたい。</p> <p>(回答) 別紙参照。</p>

造幣局の具体的業務内容と関連予算等

業務内容	製品名	関連予算(16年度)		配置人員			備考
		区分	金額	(常勤)	(非常勤)		
			百万円	人	人	人	
貨幣の製造等		業務収入	22,075	828	822	6	再任用職員は非常勤とした。
貨幣の販売		業務収入	4,377	70	61	9	
勲章・金属工芸品等の製造		業務収入	3,181	232	229	3	
	勲章類		(2,641)				
	銀盃		(51)				
	一般工芸品		(489)				
貴金属の精製及び品位の証明		業務収入	86	65	64	1	人員は貨幣材料等の分析及び精製を含む
	貴金属製品品位証明		(80)				
	その他		(6)				
その他の収入		その他の収入	172				宿舍収入等
合計			29,891	1,195	1,176	19	収入金額は税込み

※ 平成16年度年度計画における予算

◆造幣局の業務を包括的委託もしくは業務の一部をアウトソーシングする形で民間開放をする場合、現行法令上問題はあるか？ある場合には、網羅的かつ具体的に、根拠を含め御説明いただきたい。

(回答)

貨幣の製造については、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」第4条第2項において、「財務大臣は、貨幣の製造に関する事務を、独立行政法人造幣局に行わせる。」と規定されていることから、民間への包括的委託は法令上困難である。

なお、偽造防止技術に係る秘密の漏えいの問題がない圧延板や円形については、造幣局の監督、技術指導の下で外部の業者に製造させて購入することは可能であり、既に実施しているところである。

その他の業務については、包括的委託や業務の一部アウトソーシングとも現行法令上の規制はない。

質問事項に対する回答

◆貴省の調査によると、カナダでは、公社に貨幣の造幣を委託しており、外部への委託が可能であること、また、国際的な信用についても問題がないことを示しているが、日本でも同様な方法により、民間への委託をするに何か支障があるのか、貴省の見解を伺いたい。

(回答)

カナダ王室造幣局は、1931年に大蔵省の機関として設立され、その後1969年に大蔵省から独立し、公社となった。同公社は、法律により、

1. 局長及び理事会議長は、カナダ総督が指名する、
2. 理事会委員は、カナダ総督の承認を得て大蔵大臣が指名する、
3. 職員の身分は公務員である、
4. 業務の範囲が規定されている、
5. 利益のうち一定額を超える額は国庫へ納付しなければならない、
6. 毎年政府に5ヵ年の事業計画を提出し、認可を受けなければならないこととされており、日本における独立行政法人造幣局とほぼ同様の制度となっている。

したがって、カナダ王室造幣局は、アメリカ、フランス及びドイツと比較すると日本の独立行政法人造幣局と極めて近い性格を持った主体であり、カナダにおける貨幣の製造は日本と同様の方法をとっているものと考えられる。

◆勲章や貴金属工芸品等の製造を民間委託した場合に、何か支障となる問題があるか、貴省の見解を伺いたい。

(回答)

1. 勲章の民間委託について

(1) 勲章及び褒章の栄典の授与は、日本国憲法第7条に基づき、内閣の助言と承認により天皇が行う国事行為として実施されるものであり、国家、公共に対する功労、あるいは社会の各分野における優れた行いを顕彰する重要な制度として、明治時代の初めに制定されて以来120年以上の伝統を有するものである。

(2) 勲章等の栄典の授与は、単に現代において褒められるという意味だけではなく、こうした歴史と伝統を背景としていることに重要な意味があり、また、国の正統性、永続性を表すものである。このため、栄典として授与される勲章等は、日本の伝統文化を生かした意匠と高度な工芸技術に裏打ちされた、受章者の栄誉を称えるに相応しい美麗、尊厳、品格の諸要素を備えたものである必要がある。

(3) こうした勲章等の製造にあたっては、① 高度な極印（極めて精巧な金型）製造技術に加え、彫金、鍛金、七宝等の長い歴史と伝統を背景とした高度な工芸技術が必要である。また、これらにより永続的、均一的に製造される必要がある。② 勲章等の製造にあたって必要な極印や製造技術は、偽造品の製造が行われないう、特に厳格な管理が必要である。このことは事後的な是正により担保されればよいという類のものではない。

(4) 以上のとおり、天皇の国事行為として実施される勲章等の栄典の授与は一切の妥協が許されるものではない以上、その製造主体は、厳格な管理の下、長年にわたって高度な伝統工芸技術により品質を維持し、勲章等を確実に製造してきた造幣局以外には存在しない。

質問事項に
対する回答

<p>質問事項に対する回答</p>	<p>2. 金属工芸品等の民間委託について</p> <p>造幣局が製造している金属工芸品等については、(1) 自らの意思で製造している製品と、(2) 外部からの受注を受けて製造している製品がある。</p> <p>(1) 造幣局自らの意思で製造している製品について</p> <p>造幣局は、貨幣製造技術（高度な極印製造技術等）を継続的に維持、改善するため、もしくは、開発した技術を実際の製品に応用するために、自らの意思で金属工芸品等を製造するとともに、これらの製品を販売することを通じて造幣局の有する技術を国民に還元し、更に、販売した製品に対する意見などを技術開発にフィードバックしている。</p> <p>これらの金属工芸品等の製造については、上記のように、造幣局自らが行うことに意味があるものであり、民間委託にはなじまないものと考えられる。</p> <p>○主な製品：奄美群島復帰50周年記念貨幣発行記念メダル、平成大判、能楽七宝賞牌</p> <p>(2) 外部からの受注を受けて製造している製品について</p> <p>既に民間において製造されており、民間の参入は自由である。</p> <p>○主な製品：各種メダル類（スポーツ大会の表彰用、団体の記念行事用、功労者の表彰用 など） 七宝製品（名誉県（市町）民章など） 表彰用の飾り額 金盃・銀盃 等</p>
-------------------	--

官業民営化等WG 2次ヒアリング調査票

〔所管省庁名：財務省〕

名称	印刷関連業務
<p>質問事項に対する回答</p>	<p>◆民間委託をした場合に、貴省は、紙幣の安定的な供給に懸念をされているが、紙幣の印刷量が、大幅に変わることがどの程度あるのか。大量の供給が必要となった場合には、印刷の時間の増減で対応するのか対応方法を示されたい。</p> <p>(回答)</p> <p>財務省としては、通貨制度の安定のためには、通貨は、災害等の緊急時を含め国民が使いたいと思う時に確実に存在し、また、真正であることに疑念を抱かずに使用できる状態になければならないため、その製造については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①倒産等のリスクを含め景気に左右されない安定的・確実な製造能力、 ②高度な偽造防止技術が必要であることに加え、 ③秘密の漏洩を法的に禁じておく必要があり、 <p>こうした要件を満たし、日本銀行券の製造を効率的かつ効果的に実施し得る主体は、法律により特定独立行政法人として設立された国立印刷局以外には存し得ないと考えている。</p> <p>すなわち、安定的な供給とは、製造数量の増減にどう対応するかという観点ではなく、倒産等のリスクを含め景気に左右されない安定的・確実な製造能力が求められるということである。</p> <p>なお、銀行券の大量供給が必要となった場合、国立印刷局においては、超過勤務、休日勤務、交替制勤務や他部門からの人員の投入により対応することとしている。</p> <p>◆国立印刷局の具体的な業務内容と関連予算、そこに配置されている人数(常勤、非常勤)を示されたい。</p> <p>(回答) 別紙参照。</p>

国立印刷局の具体的業務内容と関連予算等

業務内容	製品名	関連予算(16年度)		配置人員(16年4月)			備考
		区分	金額(百万円)		(常勤)	(非常勤)	
日本銀行券その他セキュリティ製品の製造	日本銀行券	業務収入	69,248	3,993	3,961	32	・製造工場の配置人員 ・非常勤は、再任用短時間勤務職員の数
	その他セキュリティ製品 (国債、印紙、切手等)	業務収入	9,638				
官報その他情報製品の編集、印刷及び普及	官報	業務収入	7,597	665	650	15	・製造工場の配置人員 ・非常勤は、再任用短時間勤務職員の数
	その他情報製品 (予算・決算書、法律案、白書等)	業務収入	9,517				
		計	96,000	(一般管理部門等)			
		その他収入	12,215	809	805	4	・非常勤は、再任用短時間勤務職員の数
		計	108,215	5,467	5,416	51	

官業民営化等WG 2次ヒアリング調査票

〔所管省庁名：財務省〕

名称	印刷関連業務
質問事項に対する回答	<p>◆国立印刷局の業務を包括的委託もしくは業務の一部をアウトソーシングする形で民間開放をする場合、現行法令上問題はあるか？ある場合には、網羅的かつ具体的に、根拠を含め御説明いただきたい。</p> <p>(回答)</p> <p>1 日本銀行券</p> <p>(1) 日本銀行券の製造は、明文上、国立印刷局の独占とされているわけではないが、次のようなことにかんがみると、国立印刷局しか製造し得ないものである。</p> <p>① 万一真券に近い銀行券の偽造が行われるような事態が発生すれば公益が著しく害されるため、偽造防止技術に係る秘密を知り得る正当な製造者に対しては、当該偽造防止技術に係る秘密の漏えい自体を法的に禁じておく必要がある。</p> <p>(注) 他人に偽造行為を行わせる意図を欠き、単純に偽造防止技術について秘密を開示するような場合は、偽造罪の共犯に該当せず罪に問われることはないと思慮されるため、同罪の存在のみでは不十分であり、こうしたケースも念頭において当該秘密の漏えい自体を守秘義務等により禁止しておく必要がある。</p> <p>② したがって、日本銀行券の製造を民間に委ねることは想定しておらず、法律上明記されていなくとも、国家公務員として守秘義務が課される国立印刷局しか製造し得ないものである。</p> <p>③ また、日本銀行法に基づいて日本銀行が定める「日本銀行券製造及び消却の手続」において国立印刷局のみに製造を発注することとされており、更に当該手続を財務大臣が承認する制度となっている。</p> <p>※平成 14 年 4 月 25 日参議院・財政金融委員会 尾辻財務副大臣答弁あり。</p>

(2) このため、独立行政法人国立印刷局法（以下「法」）においては、日本銀行券の製造を国立印刷局が独占することを前提に国立印刷局に各種の義務を課しているところである。

- ・法 12 条 財務大臣が定める製造計画に従って銀行券の製造を行わなければならない。
- ・法 13 条 通貨制度の安定に重大な影響を与える契約を締結しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならない。
- ・法 14 条 偽造防止技術に係る秘密の漏洩防止に必要な措置を講じなければならない。
- ・法 20 条 銀行券の適切かつ確実な製造のために必要な財務大臣からの要請があった場合には、速やかに要請された措置を講じなければならない。

(3) 以上のことから、何らの法的根拠もなく日本銀行券の製造を民間に包括委託することは問題が多いと考えられる。

2 日本銀行券を除くセキュリティ製品（国債証券、印紙、切手等）
「すき入紙製造取締法」により、政府及び国立印刷局以外の者がすき入紙を使用する場合は政府（財務大臣）の許可を受ける必要がある。

3 官報の編集、印刷及び普及
官報の編集等は、明文上、国立印刷局の独占とされているわけではないが、法第 20 条において、官報の適切かつ確実な印刷のため内閣総理大臣から緊急の要請があった場合には、国立印刷局は速やかに要請された措置を講じなければならないこととされていることから、何らの法的根拠もなく官報の編集等を民間に包括委託することは問題が多いと考えられる。
なお、既に公表し秘密保持の必要性のない内容を掲載する官報資料版（週 1 回官報に無償で添付）の編集及び官報の普及業務については、アウトソーシングを実施しているところである。

4 官報を除く情報製品（予算・決算書、法律案、白書等）
官報を除く情報製品については、明文上、国立印刷局の独占とされているわけではないが、法第 20 条において、内閣所管の機密文書(注)の適切かつ確実な印刷のため内閣総理大臣から緊急の要請があった場合には、国立印刷局は速やかに要請された措置を講じなければならないこととされていることから、何らの法的根拠もなく、内閣所管の機密文書の印刷等を民間に包括委託することは問題が多いと考えられる。
なお、その他の製品については、包括的委託や業務の一部アウトソーシングとも規制はない。

(注) 内閣所管の機密文書

閣議決定又は公表される前の法律案・政令案、内閣総理大臣の施政方針演説、皇室関係文書など

○峰崎直樹君

(略)

最近、通貨の偽造事件が頻発をしているわけです。これは、造幣局、印刷局は、独立法人化することで通貨に対する信頼というのが損なわれることはないのだろうな。これは一番重要な肝心な点だと思いますので、是非、財務省としてのある意味ではきちんとした回答をいただきたいなと思います。

○副大臣（尾辻秀久君） 御指摘のところは最初から懸念のあったところでございます。

この独立行政法人化におきましても、まず財務大臣は通貨に対する信頼の維持に責任を負っております。これは大前提でございます。したがって、偽造防止技術に関するもの等、通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれがある契約を締結する場合には承認を行うとか、とにかく財務大臣が責任を負っておりますし、また一方、その職員も、国家公務員としての国家公務員法上の守秘義務を課すことといたしておりますなど、秘密の漏えい防止にはその措置を講じておるところでございます。

したがって、今御指摘の御懸念のないように、引き続き通貨に対する信頼は維持されるものと私どもは考えております。

○峰崎直樹君 次に、通貨の製造業務の特殊性という問題があると思いますね。いわゆる通貨の確実な製造と偽造防止技術の維持向上といったものの必要性があるわけですが、そういう特殊性を踏まえると、貨幣、日銀券の製造というのは、これまでどおり独立行政法人造幣局・国立印刷局においてその製造を担うべきであるというふうに我々も考えるわけですが、独立行政法人化後に、これらを、五年たったと、いやこれはもう民間でやった方がいいぞというようなことはあり得るのだろうか、私は、世界を見渡しても多分そこではないんだろうなと。

私は、それがゆえに、何も独立行政法人化まですることないんじゃないかなというふうに思っているところもあるんですけど、その点は念のために確認をしておきたいと思いますが。

○副大臣（尾辻秀久君） 今、特殊性という表現をされました。

そのところを少し具体的に申しますと、まず一つは、安定的、確実な製造能力を保有しているということだろうと思います。それからまた次に、高度な偽造防止技術を保有していること、それから、先ほどもお答えの中で申し上げましたけれども、国家公務員法上の守秘義務等により偽造防止技術に係る秘密の保護が図られること、こういったようなことがあると思いますので、こうした条件を満たすものとしてはもうこの両法人しかない、したがって今お話しのように、民間に任すことはあり得ない、こういうふうに考えております。

○峰崎直樹君 であるとすれば、そういうものを独占的にやらせるということであれば、これは法律事項で記載しておいた方がいいんじゃないかと思うんですが、その点はどうなのでしょう。

○副大臣（尾辻秀久君） 今お話しのとおり、貨幣の製造につきましては、今後ともこれらの法人で独占することといたしております。

これらのことにつきましては、法律の文言上、印刷局の独占あるいは——失礼しました、日本銀行券について今申し上げておりますけれども、日本銀行券については印刷局の独占と明示されておるわけではございませんけれども、日本銀行法に基づき日銀が定める製造及び消却の手續において印刷局のみに製造を発注することとされておりました、更にそれを財務大臣が承認する制度となっておりますので、実質は独法国立印刷局のみに製造を行わせる、実質そうなる、日銀券については申し上げたところであります。

それから、コインの方でありますけれども、これは通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律において今後とも独法造幣局の独占することとなっております。こちらはそうっております。

(以下、略)

独立行政法人国立印刷局法（平成14年 法律第41号）

（銀行券の製造）

第12条 印刷局は、前条第1項第一号の業務については、財務大臣が銀行券の円滑な発行に資するために定める製造計画に従って行わなければならない。

（通貨制度の安定に重大な影響を与える契約の承認）

第13条 印刷局は、銀行券の偽造を防止するための製造の方法に関する技術（以下「偽造防止技術」という。）に係る事項その他の第11条第1項第一号及び第六号の業務（同号の業務にあっては、同項第一号の業務に係るものに限る。次条及び第20条第1項において同じ。）の実施に関する事項であって通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれがあるものとして財務省令で定めるものをその内容とする契約を締結しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（偽造防止技術に係る秘密の管理）

第14条 印刷局は、第11条第1項第一号及び第六号の業務を行うに当たっては、偽造防止技術に係る秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（緊急の必要がある場合の財務大臣等の要請）

第20条 財務大臣は、銀行券の偽造に対処するため必要があると認めるときその他銀行券の適切かつ確実な製造のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、第11条第1項第一号、第二号及び第六号の業務に関し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

2 内閣総理大臣は、官報及び内閣所管の機密文書（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第3項第三十九号に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の適切かつ確実な印刷のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、第11条第1項第三号及び第五号の業務（同号の業務にあっては、内閣所管の機密文書に係るものに限る。）に関し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

3 印刷局は、前2項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があったときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

官業民営化等WG 2次ヒアリング調査票

〔所管省庁名：財務省〕

名称	印刷関連業務
<p>質問事項に対する回答</p>	<p>◆貴省の調査によると、イギリス、ドイツ、カナダでは、民間に紙幣の印刷を委託しており、民間への委託が可能であること、また、国際的な信用についても問題がないことを示しているが、日本でも同様な方法により、民間への委託をすることに何か支障があるのか、貴省の見解を伺いたい。</p> <p>(回答)</p> <p>(1) イギリス、ドイツ、カナダについては、それぞれ、以下のような事情や歴史的な経緯があり、現在、民間企業が銀行券の製造を行っている。</p> <p>(イギリス) 以前はイングランド銀行自身が銀行券の製造を行っていたが、1990年代の後半から同行の製造設備に余剰が生じたため、同行の組織のスリム化並びに余剰設備の有効活用を目的として、2003年に銀行券製造部門を民間企業に売却した。ただし、イングランド銀行はその後同部門の製造設備の所有権を保有し続けている。</p> <p>(ドイツ) 第2次世界大戦以前は連邦印刷局が独占的に銀行券を製造していたが、大戦によって連邦印刷局の製造設備が壊滅的打撃を受けたため、海外の銀行券の製造実績がある国内の民間企業に銀行券の製造を委託した。その後、連邦印刷局の設備が復旧した後も連邦印刷局と当該民間企業が併行してほぼ半々ずつ銀行券の製造を行うこととなり、2000年には連邦印刷局が民営化されることとなった。</p> <p>(カナダ) 詳細な理由は不明だが、歴史的・沿革的に、カナダはもともと政府紙幣や銀行券の製造を政府の機関が行っておらず、当初から民間企業が行っていたという事情がある模様である。</p> <p>(2) 日本においても、明治初期に発行されたいわゆるゲルマン紙幣はドイツの民間企業に製造を委託したものであった。また、第2次世界大戦直後の混乱期(昭和21~24年)には、戦災によって大蔵省印刷局の製造能力が著しく低下していたにもかかわらず、インフレの進行や新円への切替えのために銀行券の製造量を大幅に増加させる必要が生じ、印刷局だけの製造能力では銀行券の需要に追いつかないこととなったため、緊急的な特別措置として民間企業の工場を印刷局の管理下に置き、印刷局の指揮監督の下、当該工場に銀行券の製造を行わせた経緯がある。</p>

(3) その後、印刷局においては、製造設備の整備を行いながら、長年にわたる銀行券製造及び研究開発を通じて蓄積した技術を活用して、銀行券の偽造に対抗してきたところであり、現時点では、世界最先端の技術を有するようになっている。

※現在、日本は諸外国と比較して偽造券の発生は低い水準にある。

(4) 今後、国立印刷局の業務の効率性を更に高めていく努力を継続することは当然であるが、財務省としては、通貨制度の安定のためには、日本銀行券の製造を実施し得る主体は、法律により特定独立行政法人として設立された国立印刷局以外には存し得ないと考えている。

各国における偽造券の発見枚数について

	流通量	偽造券発見枚数	偽造券発生頻度	備考
日本	133億枚 (2003.12)	16,910枚 (2003年)	約78.7万枚に1枚	
イギリス (ポンド)	18.2億枚 (2003.2)	331,636枚 (2003年)	約5,500枚に1枚	日本の約143倍
カナダ (カナダドル)	14.6億枚 (2002.12)	189,213枚 (2002年)	約7,700枚に1枚	日本の約102倍
アメリカ (ドル)	236億枚 (2003.12)	————— アメリカ財務省は、海外での発生状況の把握が困難であること 等から枚数は公表していない。	約1万枚に1枚	日本の約79倍
ユーロ圏 (ユーロ)	90.4億枚 (2003.12)	551,287枚 (2003年)	約1.6万枚に1枚	日本の約49倍

公表資料に基づき作成した。

- ・日本 = 日本銀行及び警察庁公表データ
- ・アメリカ = アメリカ財務省公表データ
- ・イギリス = イングランド銀行及びICPO公表データ
※現行券ではない1ポンド及び100ポンドを除外している
- ・カナダ = BIS公表データ及びICPO公表データ
- ・ユーロ = ヨーロッパ中央銀行公表データ

諸外国の通貨製造機関

1. 貨幣

国名	日本	アメリカ	フランス	イギリス	ドイツ	カナダ	イタリア	ロシア
製造機関名	独立行政法人 造幣局	財務省 合衆国造幣局	経済財政産業省 国立造幣局	王立造幣局	バイエルン中央造幣 局、ハンブルク造幣 局、ベルリン造幣局、 バーデン・ヴュルテ ンベルク州造幣局	カナダ王室造幣局	イタリア政 府印刷造幣 局	ゴズナッ ク
経営形態	独立行政法人 (政府出資)	国	国	国(大蔵大臣が長官 を兼ねる)	州政府機関(連邦大 蔵大臣が監督)	公社(供給・サー ビス大臣所管、貨 幣製造及び納入は 大蔵大臣の監督)	法律により 設立された 政府保有の 特殊会社	国
職員の身分	公務員	公務員	公務員	公務員	公務員	公務員	(確認中)	公務員
守秘義務	法令	法令	法令	法令	法令	法令	(確認中)	
民間委託の範 囲 (主なもの)	秘密保持の必 要がない圧延 板及び円形製 造	圧延板及び円形 製造 ※民間委託しているのは日本と同様秘密保持の必要のない作業と考えられる	圧延板及び円形 製造	圧延板製造	円形製造	圧延板及び円形製 造	圧延板及び 円形製造	(確認中)

2. 銀行券

国名	日本	アメリカ	フランス	イギリス	ドイツ	カナダ	イタリア	ロシア
製造機関名	独立行政法人 国立印刷局	財務省証券印刷 局	フランス銀行印 刷所	デブデン印刷所(イン グランド銀行所 有)	ブンデスデュルッケ ライ社 ギーゼッケ・デブリ エント社	カナディアン・バ ンクノート社 B Aインターナシ ヨナル社	イタリア銀 行印刷所	ゴズナッ ク
経営形態	独立行政法人 (政府出資)	国	中央銀行	設備の所有及び製品 管理:中央銀行 製造のみ民間(注)	民間	民間	中央銀行	国
職員の身分	公務員	公務員	公務員	公務員及び民間	民間	民間	公務員に準 じた身分	公務員
守秘義務	法令	法令	法令	法令及び契約(イン グランド銀行・職員 間)	契約(ドイツ連邦銀 行・会社間、会社・ 職員間)	契約(カナダ銀 行・会社間、会社・ 職員間)	中央銀行の 内部規定	(確認中)
民間委託の範 囲 (主なもの)	秘密保持の必 要がないイン キ製造、ホログ ラム製造	用紙製造、イン キ製造	インキ製造	—	—	—	用紙製造、イ ンキ製造	

(注) イングランド銀行は、組織のスリム化及び、余剰設備の活用を目的として銀行券印刷業務をデラル社に売却したが、売却後もイングランド銀行が設備の所有権を保有し、デラル社に賃貸している。